

欧州各国の道路事業における計画決定プロセスとPIプロセスの概要

1. 「欧州各国の道路事業における計画決定プロセスの概要」〔資料-4 (1) ①及び② に対応〕

	イギリス		フランス		ドイツ	
段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階
プロセスの目的・位置付け	計画段階における検討の前提となる構想ルートが大臣が決定し、国民への周知と地域整備等との整合を図るとともに、当該道路計画に影響を与える開発を制限する。	政策方針と客観的意見を踏まえ、大臣が事業実施の前提となる詳細計画を最終的に決定する。	地域の関係者による討議を経て、計画段階における検討の前提となる構想ルート帯等を大臣が決定する。	事業の公益性を確認の上、事業実施の決定を行うとともに、土地収用の対象となる区域を限定する。	公益性の観点から、環境や地域開発との整合を図り、計画段階における検討の前提となる構想ルートを決定する。	事業実施を前提とした計画の詳細内容を決定する。
決定者	大臣	大臣	大臣	首相(又は地方・県知事) ※事業規模により異なる	大臣	州計画決定担当部局
決定事項	・構想ルート(1路線) (約 1/10,000 図面)	・計画の概要 (1/10,000 図面) ・詳細計画 (1/2,500 図面) ・用地買収対象区域 (1/2,500 図面) ・道路管理者 等	・構想ルート帯(1km 幅) (1/10,000 図面) ・計画の目的 ・代替案の評価結果 等	・幅 300m の計画帯 (1/10,000 図面) その後、計画幅を厳密に規定 ・国の責任履行事項	・構想ルート(1路線) (通例 1/25,000 図面) ・詳細計画を作成するに当たり配慮が必要な施設・地区 ・当該路線に影響を及ぼす可能性のある設備等	・計画の概要 (1/2,000 図面) ・異議申立に対する行政の判断と理由 ・補償に関する事項等
決定時の考慮事項	・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果 ・市民および関係機関等の意見 ・代替案と評価結果 ・道路担当部局の推奨案	・計画面 ・市民および関係機関等の意見 ・第三者による計画の可否に関する提言 ・政府の政策方針	・計画が地域開発に与える影響 ・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果 ・市民および関係機関等の意見 ・各種意見の調整役である知事の推奨案	・計画面 ・市民および関係機関等の意見 ・第三者による計画の可否に関する提言 ・市民等の意向把握に関する手続きについての第三者による評価結果	・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果 ・市(町村)議会の決議状況 ・関係機関との協議結果 ・道路担当部局の推奨案	・計画面 ・市民および関係機関等の意見 ・それに対する州道路担当部局の回答 ・計画に関する市民等との協議結果 ・州聴聞担当部局による市民等の意見に関する総括的な報告
決定の効力	ルートの内側 67m 以内の開発規制が可能となる。	事業の実施と用地買収(強制収用)が可能となる。	計画段階の検討が可能となる。	土地収用を含めた事業実施が可能になる。	計画段階の検討の前提となる。 ※外部に対する法的拘束力はない。	土地収用を含めた事業実施が可能になり、対象地所の変更禁止および価値増進を禁ずる。

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> - Town and Country Planning GDO 1988, - Town and Country Planning Act 1990 	<ul style="list-style-type: none"> - 高速道路法, - 土地取得法 	- Circulaire du 5 Mai 1994	<ul style="list-style-type: none"> - 収用法 - プシヤール法 	- 連邦長距離道路法 (FStrG)第 16 条	- 連邦長距離道路法 (FStrG)第 17 条
-------	---	---	----------------------------	---	--------------------------	--------------------------

2. 欧州各国の道路事業におけるPIプロセスの概要」〔資料－4（2）① に対応〕

	イギリス		フランス		ドイツ		
段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	
目的	地元の状況、要望を把握するとともに、その結果を踏まえ、代替案の再評価や当初構想ルート原案の修正を行い、最適な構想ルートを決定するため。	行政命令により権利制限を受ける者に抗弁の機会を与え、同時に、中立的立場の第三者が、大臣に対し計画の可否を勧告するため。	計画の上流段階で国民が計画策定に参加する機会を与えるため。 構想ルート等を決定するための判断材料を入手し、問題点を明らかにするため	計画の公益性を明らかにするため	国民に反対意見等を述べる機会を与え、同時に、計画決定のための判断材料を入手するため	構想ルート案を公表し、市民の意見を踏まえた上で、構想ルートの決定に関し、関係機関と行政内部の調整を図るため。	計画案を周知し、一般市民及び関係機関からの異議・提案を聴取した上で話し合いによる合意を探るため。
対象事業	基本的に全ての事業で実施（実施しない場合は大臣の承認が必要）	計画案に対する反対がなされた場合に実施	事業費 40 億 F 以上 環境に大きな影響を及ぼす計画	事業費 545mil.F 以上	事業費 12mil.F 以上 環境に影響を及ぼす可能性のある計画	基本的に全ての事業	全ての事業
PIプロセス	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 ↓ 道路担当当局による市民等の意見把握 ↓ 道路担当当局が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 ↓ 第三者による市民等の意向把握 ↓ 第三者が計画の可否について、大臣に提言	国の公聴委員会への意見収集の請求、第三者機関の設置、意見把握についての告示、計画原案等の発表 ↓ 第三者による市民等の意見収集 ↓ 公聴委員会が推奨案を大臣へ提案	・各種意見の調整役を担う知事の任命 ・市民等の意向把握の実施に関する告示 ・計画原案の公表 ↓ 知事による市民等の意向把握と第三者機関による監理 ↓ 知事が推奨案を大臣へ提案	・市民等の意向把握を行う第三者機関の設置 ・市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 ↓ 第三者機関による市民等の意向把握 ↓ 第三者機関が計画の可否について県知事に提言	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 ↓ 市町村、道路担当当局による市民等の意向把握 ↓ 道路担当当局が関係機関と協議 ↓ 道路担当当局が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握の実施に対する告示、計画原案の公表 ↓ 州聴聞担当当局による市民等の意向把握 ↓ 州聴聞担当当局が市民等の意見を総括し、州計画決定担当当局へ報告
期間	約5ヶ月	約1年	約4ヶ月 ※2ヶ月延長可	約4ヶ月(事例による)	約1.5年	約4ヶ月	約1年
代替案	提示	—	提示	提示(他の交通手段も含む:事例による)	—	提示(場合により代替案なしのケースあり)	—
PI主催者	道路担当当局	大臣	国の公聴委員会	知事	第三者〔民意調査委員会〕	市町村	州聴聞担当当局
PI運営者	道路担当当局	第三者〔審問官〕	国の公聴委員会、第三者(特別委員会)	第三者〔調査委員会〕	第三者〔民意調査委員会〕	市町村	州聴聞担当当局
PI対象	一般市民	権利制限を受ける者及び一般市民	関係自治体、議員、経済界、住民代表等	一般市民、関係機関	一般市民、関係機関	一般市民、関係機関	一般市民、関係機関
根拠	高速道路マニュアル	高速道路法、土地取得法	バルニエ法	ビアンコ通達	収用法、フンシャル法	連邦長距離道路法 環境影響評価法(UVPG)	行政手続法 環境影響評価法(UVPG)

3. 「欧州各国の各段階におけるPIの概要」

①-1 英国の構想段階におけるPI〔資料-4 (2) ② (構想段階) (イギリス) に対応〕

手順	内容	時期・期間	目的	PIで用いる情報	方法	実施主体		
						主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
意向把握の告示、計画原案等発表	事前の協議 (非公式)	市民等の意見収集の前	市民等の意見収集に先立って関係機関の意向を計画案に反映	—	政府他部局、地方公共団体等の事務レベルと非公式に個別協議	—	—	コンサルタント(発注仕様書に基づく) … 一括受注
	事前周知の記者発表	市民等との協議のための文書配布の1~2週間前	市民等との協議の開始を周知することで、参加を奨励	[記者発表資料]: 市民等との協議の目的、協議文書の公表予定日、配布手順、縦覧場所、説明会の詳細、質問票の受付締切	地元報道機関に記者発表資料を配布	HA (高速道路庁)	同左	
	記者発表及び新聞広告	市民等との協議のための文書の発表と同時	市民等との協議の開始と計画の概要を広く確実に伝達	[記者発表資料]: 市民等との協議目的、説明会の日時・場所、市民等との協議のための文書の配布方法、質問受付の概要、計画原案 [新聞広告]: 説明会の開催日時、市民等との協議のための文書の配布場所、質問票の目的	地元報道機関に配布 協議文書の発表と同時に新聞広告を掲載	HA (高速道路庁)	同左	
市民等の意向把握	市民等との協議のための文書と質問票の配布	市民等との協議のための文書と質問票は同時配布	道路整備の必要性と代替案を示し、意見や要望を述べる手段を提供	[協議文書]: 計画の必要性、市民等との協議に諮る代替ルート(2~3本程度)とその比較 [質問票]: 代替ルートの選好、比較検討の上で重視する要因、住所氏名、自由記入	関係する地方公共団体と国・地方の関連組織に郵送、近隣住民、利害関係者に配布	HA (高速道路庁)	同左	
	説明会の開催	市民等との協議のための文書発表後 1~2週間後 1~数ヶ所で実施	代替ルート及び関連情報を説明し、質問票への回答を促すため	[パネル]: 道路交通の現状と課題、計画上の制約条件、代替案と既に不採用となっている案、代替案の比較評価、交通量・騒音の予測等	パネルを展示し、HA職員、コンサルタントが質問への回答、意見の受付を行う。ただし、討論はしない。	HA (高速道路庁)	同左	
	質問票の回収と解析	回収締切は質問票配布完了から最低6週間以内	当初案に対する意見を整理し、大臣への報告に反映	一般市民からの意見分析、最も市民の支持を得ているルート、代替ルートを選ぶ上で最も重要な要因、その他選考に関する情報	質問、意見がある者は質問票、あるいは書面で提出	HA (高速道路庁)	同左	
大臣への提案 推奨案の	大臣への提案	市民等との協議終了後できるだけ早急に実施	大臣が地元のニーズを把握するための参考情報を提供	[技術的な評価レポート]: 計画上の課題と解決策 [市民との協議の評価レポート]: 市民等との協議の実施状況、地元意見、提案された代替案等 [総合評価と提言]: 分析結果、最適ルート案	準備レポート(左記3レポート)を大臣に提出。大臣に対する報告内容は非公表	HA (高速道路庁)	同左	

構 想 ル ー ト 公 表	構 想 ル ー ト 公 表	市 民 等 と の 協 議 終 了 後 4 ヶ 月 以 内 (目 標)	概 略 の ル ー ト を 決 定 し 、 関 係 者 に 内 容 を 周 知 す る た め	[ハ ン フ レ ッ ト]: 構 想 ル ー ト (1 / 1 0 0 0 0) 及 び 理 由 、 市 民 等 と の 協 議 の 結 果 、 今 後 の 予 定	近 隣 住 民 、 関 係 者 に 配 布 し 、 記 者 発 表	大 臣	HA (高 速 道 路 庁)	
---------------------------------	---------------------------------	---	--	--	---	--------	---------------------------------------	--

- 2 英国の計画段階におけるPI [資料-4 (2) ② (計画段階) (イギリス) に対応]

手順	内容	時期・期間	目的	PIで用いる情報	方法	実施主体		
						主催・責任者	運営管理者	協力者・関係者
意向把握の告示、計画原案等発表	計画案告示と抗弁の受付	抗弁受付期間：行政命令案(計画案)の告示から13週間	市民等に意見提出の機会を与え、手続の民主性を担保	[計画案告示]: 命令文、図面、計画概要、環境影響評価の結果概要 [抗弁]: 反対意見書	新聞、掲示板、官報で告示、権利制限を受ける者には直接通知、パンフレット配布	大臣: 責任者	HA: (大臣の代理として) 作成、告示	コンサルタント
	市民等との討論会の開催決定告示	抗弁受付終了から4週間以内	市民等との討論会を実施するか否かの判断を明らかにするため	[市民等との討論会開催決定告示]: 市民等との討論会を開催すること、対象となる道路の判断を明らかにするため	権利制限を受ける者に対しては、書面で通知	大臣: 責任者	HA: (大臣の代理として) 告示	—
	事前ミーティングの開催	討論会開催決定の告示から16週間以内(1日間)	関連事項・日程の調整を行い、市民等との討論会を円滑に運営するため	[概要文書]: 発言希望者各自の主張、喚問したい証人 [仮プログラム]: 発言の順序、市民等との討論会スケジュール案等	権利制限を受ける者、討論会参加希望者は概要文書を提出し、審問官が関係者全員と調整	大臣: 開催の決定	審問官: 議事運営	—
	市民等との討論会の告示	抗弁者には開催6週間前、掲示等は2週間前	討論会の関係者に開催内容(日程・場所等)等を告知	[権利制限を受ける者への個別通知][掲示版、新聞での告示]: 開催日時、場所等	権利制限を受ける者に対し個別に文書で通知、一般市民に対し掲示や新聞を通じ告示	大臣: 責任者	HA: (大臣の代理として) 告示	—
第三者による市民等の意向把握	行政による計画案の概要と技術的検討結果の提示、抗弁者による代替案の提案	[行政]事前ミーティング後4週間以内 [抗弁者] 反対論述書: 大臣依頼後6週間以内、証拠書: 市民等との討論会開催日の3週間以内	市民等との討論会の参加者及び第三者(審問官)が、行政の提案(行政命令案)及び発言希望者の主張を事前に理解しておくため	事前に関係文書を提出。 [論述書]: 提案の内容、根拠をまとめた資料 [証拠書]: 技術的事項の検討結果 [証拠書要約]: 1,500字以内の要約 [代替案]: ルートを特定できる内容であれば可。(1/50,000で図示、またはスケッチ等)	[行政] 論述書を権利制限を受ける者、討論会参加希望者に配布、証拠書・関連文書は縦覧 [抗弁者] 大臣から書面依頼があった場合、反対論述書を提出。討論会での発言を希望する者は反対証拠書を提出、代替案提案希望者はHAに連絡	大臣: 責任者	HA: 大臣の代理として作業	コンサルタント
	市民等との討論会の開催	開催決定告示から22週間以内	第三者(審問官)が賛否両論を聴取するため	第三者(審問官)が準司法的手続きで運営。 [答弁]: 各参加者の主張、証言と反対尋問 [資料縦覧]: 関連資料全てを縦覧	希望者は誰でも参加可能 代替案提案が出た場合、行政は反対尋問を実施	大臣: 責任者	審問官: 議事運営	アセッサー、審問補佐官: 支援 プログラムオフィサー: 時間管理
第三者が大臣へ提案	第三者による大臣への提言	市民等との討論会1日につき報告書作成に3日程度	客観的立場から計画案の可否を大臣に勧告	[審問官報告書]: 計画の概要、参加者の主張、審問の整理と審問官の事実認定、及び勧告	大臣に対して審問官が左記のように報告書をまとめ勧告	第三者(審問官)	—	審問補佐官: 報告書作成 アセッサー: 審問官に報告書提出

計画の公表		計画実施の最終決定	[計画(行政命令)]: 命令文、図面(1/10,000-1/1,250)、勧告と異なる決定の場合は関係者から意見聴取または再審問	権利制限を受ける者、討論会参加者に配布	大臣	HA:(大臣の代理で)発令	—
-------	--	-----------	--	---------------------	----	---------------	---

- 1 フランスの構想段階におけるPI [資料-4 (2) ② (構想段階) (フランス) に対応]

手順	内容	時期・期間	目的	PIで用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
調整知事任命、委員会設置、意向把握の告示、計画原案等発表	討論会の調整役の知事の任命	必要に応じて任命	討論の調整役、手続きの責任者の任命	—	設備大臣が行政文書で任命	大臣	—	—
	市民等との討論会を監理する調査委員会の設置	計画段階に移行するまでの間、当該委員会を設置	市民等との討論会の透明性と客観性を確保	—	道路担当部局が調査委員(学識経験者等)を行政文書で任命	道路担当部局	—	—
	市民等との討論会の開催の告示	大臣による開催の指示(時期規定なし)	計画内容と公開討議開催を周知	調整知事による開催通知書(計画の概要、公開討議の日時、場所) 新聞広告等のためのプレス用資料	大臣が調整知事に開催指示。調整知事が書簡により討論会参加者に開催通知 地方紙、市報等へ発表	知事	—	—
市民等の意向把握	説明会等の開催	必要に応じて開催	討論会に参加できない市民に計画内容を周知	[討論会用資料]: 計画帯の概要、計画の妥当性の根拠、事業の影響等 一般向けパンフ	地方自治体の判断で、パネル展示、住民との討論を実施	知事	市町村	—
	市民等との討論会の開催	調整知事が決定	計画段階での市民等の意向把握に先立ち、各方面の関係者が討論し疑問点、対立点を明らかにするため	[討論会用資料](上記) [地域展望論述書]: 計画帯に関連する地域計画、地域開発に与える計画の効果等	調整知事のもと、関係地方自治体、経済界、住民代表等の各方面の責任者が参加して公開討議	知事	調査委員会	関係市町村、討論会参加者
	外部審査	調査委員会から要請があった場合	外部調査機関により、計画の妥当性を評価	[討論会用資料](上記)	・外部調査機関が道路担当部局の作成した資料の妥当性を評価 ・外部機関の調査結果を公開討論会等で発表	知事	調査委員会	外部調査機関
推奨案の大臣への提案	調整知事から大臣への報告	討論会の終了後	大臣が構想ルートを承認する際の参考とするため	[公開討議総括書]: 討議の経緯、検討された各選択肢の評価、結論等 [基本仕様書案](下記) [地域展望論述書](上記)	調整知事が左記資料を大臣へ報告	知事	—	—

<p>構 想 ル ー ト 公 表</p>	<p>構 想 ル ー ト 等 の 公 表</p>	<p>—</p>	<p>詳細計画の検討に 必要となる構想ル ー トを決定</p>	<p>[基本仕様書]: 計画の目的、代替案、 最適案とその根拠等 [公開討議総括書], [地域展望論述書]</p>	<p>設備大臣が道路担当部局に基本 仕様書を通知。基本仕様書を関係 地方自治体、市民に提示</p>	<p>大臣</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
--	--	----------	---	---	---	-----------	----------	----------

- 2 フランスの計画段階におけるPI〔資料-4 (2) ② (計画段階) (フランス) に対応〕

手順	内容	時期・期間	目的	PIで用いる情報	方法	主催者・責任者	運営者
第三者機関設置、意向把握告示、計画原案等の発表	市民等との討論会を運営する民意調査委員の任命	討論会開催決定から15日以内	市民等との討論会における客観性を確保	—	行政裁判所長が民意調査委員(学識経験者等)を任命	行政裁判所長	—
	市民等との討論会の開催決定・告示	告示は市民等との討論会開始日の15日前まで	市民等との討論会の開催を周知	[開催の告示]: 討論会の目的、対象計画、面談または閲覧の日時・場所、民意調査委員会の構成等	告示するとともに、全国紙、地方紙による新聞報道	道路担当部局	民意調査委員会
	パネル説明会の開催	必要に応じて実施	計画内容と市民等との討論会の趣旨を周知	[討論会用資料]: 民意調査仕様書案(計画の目的、代替案と比較した最適案とその根拠、計画の実施方法等)、地域展望論述書、一般向けパンフレット等 [事業説明用パネル]	民意調査委員会が市町村と協力して、関係する役所、公民館等でパネル展示、資料配付などを行う。	道路担当部局	民意調査委員会
第三者機関による市民等の意向把握	市民等との討論会の実施	必要に応じて実施	道路担当部局の判断に必要な情報を入手するため	[討論会用資料](上記)	道路担当部局の出席のもと討論会を開催	民意調査委員、関係市町村長	民意調査委員
	市民から意見聴取及び市民等との討論会の報告	意見聴取期間は1~2ヶ月間。終了後1ヶ月以内に報告書提出	市民に意見表明の機会を与え、計画の可否を判断する際の参考とするため	—	書簡、陳情書等、書面による意見、および民意調査委員との面談を通して住民の意見を収集し、討論会報告書を作成	民意調査委員会	—
	関係省との合同会議	必要に応じて実施	市民等との討論会を踏まえた行政内部の意見調整	[討論会報告書]	関係省が一同に会して協議。原則、設備省道路局長が座長を務める	道路担当部局	—
第三者機関から知事への報告 国務院の報告	第三者機関から知事への報告	関係省合同会議終了後	客観的立場から市民等の意向を知事に報告	[討論会報告書]	民意調査委員会が地方県知事に民意調査報告書を提出。知事がそれを受けて最終的な計画案を作成。設備省の承認を得て、公益宣言案となる。	民意調査委員会	—
	計画案に対する行政裁判所の答申	関係省合同会議終了後	市民等との討論会手続きが適正に実施されたかを評価	[計画案(公益宣言案)]、[討論会報告書]等	国務院公共事業部会に道路担当部局が左記資料を提出し、手続きに不備がない場合には答申	国務院	—

計画の公表	計画の公表	市民等との討論会終了日から18ヶ月以内	事業計画の公益性を確認し、事業実施を決定	[計画(公益宣言)]:計画帯(330m)等 [国の責任履行事項]	首相が公益宣言に署名、県令等により公示	大臣	—
-------	-------	---------------------	----------------------	-------------------------------------	---------------------	----	---

- 1 ドイツの構想段階におけるPI [資料-4 (2) ② (構想段階) (ドイツ) に対応]

手順	内容	時期・期間	目的	PIで用いる情報	方法	実施主体		
						主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
計画原案等発表、意向把握の告示	関係機関等からなる委員会の開催、当該委員会の支援に基づく道路担当部局による原案作成	行政が事業開始を決定した段階で委員会を開催	計画の技術的検討、公表案の絞り込み等を支援	[委員会資料]:計画対象地域の状況、予想される環境への影響とその対策、技術的問題等。	市町村、環境庁、自然保護団体等の参加により実施	州道路担当部局	—	コンサルタント、市町村、環境省、自然保護団体等
	討論会開催の公告と計画案の縦覧	1ヶ月間	計画原案を周知	[路線選定広報パンフレット]:計画原案、計画の縦覧・討論会の日時、関係部署連絡先等	広報パンフレットにより計画原案の縦覧及び討論会の日時を公告	市町村	—	
市民等の意向把握	意見の受付	公告・縦覧完了後2週間以内	意見を受けて計画原案を改善するため	[路線選定広報パンフレット(同上)]	意見は書面でも口頭でも可能、回答義務なし	市町村	—	
	市民等との討論会	意見受付終了後4週間後	意見を受けて計画原案を改善するため	[路線選定広報パンフレット(同上)]	一般市民(数百人)との討論。市町村の有力者(議員や首長)が議長役	市町村	—	州道路担当部局、コンサルタント
	市(町村)議会の決議	市民等との討論会后	討論会等を踏まえた市(町村)の見解を公表	—	市民等との討論会に基づき首長が見解を表明した後、市(町村)議会が議決	市(町村)長	—	市(町村)議会
	関係機関との協議	市民等との討論会后	ルート等について関係機関と行政内部の調整を実施	—	郡、市町村、公益企業等が一同に会して協議	州道路建設担当部局	—	郡、市町村、公益企業等
推奨案の大臣への提案	大臣への提出	関係機関協議後	大臣が、構想ルート等の決定を行う際の原案を提出	[提案資料]:構想ルート案、市民討論会議事録、市議会決議、概算工事費、環境影響評価等	州道路担当部局から連邦交通大臣へ左記資料を提出	州道路担当部局	—	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">構 想 ル ー ト 公 表</p>	<p>構想ルート等の公表</p>	<p>州道路担当部局からの提出後</p>	<p>市民等との討論会等を踏まえた構想ルートの決定を周知</p>	<p>[連邦交通省通知]:大臣からの通知、構想ルート図 [州交通省通知]:連邦交通省からの計画承認通知、構想ルート図</p>	<p>連邦交通省から州道路担当部局に通知後、市町村が一般市民に記者発表</p>	<p>大臣</p>	<p>州道路担当部局</p>	<p>市町村</p>
--	------------------	----------------------	----------------------------------	--	---	-----------	----------------	------------

- 2 ドイツの計画段階におけるPI〔資料-4 (2) ② (計画段階) (ドイツ) に対応〕

手順	内容	時期・期間	目的	PIで用いる情報	方法	実施主体			
						主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者	
意向把握の告示、計画原案等の発表	計画原案の作成、州聴聞担当部局への送付	計画決定手続き開始時	計画決定手続きの申請	[送付資料]: 計画の概要、概略図、概算工費、騒音・景観への影響等に関する調査及び対策、建築物・土地収用等の一覧、環境影響評価等	州道路担当部局が原案を作成し、州聴聞担当部局に送付	州道路担当部局	—	州聴聞担当部局	
	計画原案の関係機関への資料送付	計画原案受領後1ヶ月以内	市町村・関係機関への通知、意見聴取	[送付資料]: ※州聴聞担当部局へ送付したものと同様	州聴聞担当部局が、市町村、関係機関、認定環境団体に資料を送付	州聴聞担当部局	—	コンサルタント	
	計画決定手続きの公告	州聴聞担当部局が、計画原案受領後3週間以内に1ヶ月間縦覧	計画原案を周知するため	[計画決定手続の公示]: 計画原案資料の縦覧実施通知、計画原案縦覧中の質問受付機関	一般市民に対して官報及び新聞で公告。	州聴聞担当部局	—	市町村	
	計画原案の縦覧	計画決定手続きの公告後4週間	同上(市民へのサービス)	[計画原案資料]: 計画の概要書、概略図、概算工費、騒音・景観への影響に関する調査・対策、建築物・土地収用等一覧、環境影響評価等 [広報パンフレット] [パネル展示]	広報パンフレット等により計画原案を縦覧	州聴聞担当部局	市町村	州道路担当部局 コンサルタント	
州聴聞担当部局による市民等の意向把握	異議申立受付	市民	縦覧終了後2週間以内	計画原案への異議を聴取	—	書面による異議を州聴聞担当部局又は市町村で受付	州聴聞担当部局	市町村(取りまとめ)	—
		関係機関	州聴聞担当部局より受領後3ヶ月以内	関係機関からの意見聴取	—	関係機関の意見を書面で受付	州聴聞担当部局	—	州聴聞担当部局
	州道路担当部局の回答作成	州聴聞担当部局から連絡後(異議申立受付後3ヶ月以内)	異議・提案に回答するため	—	申立・検討結果・変更案を表形式で整理、あるいは申立と回答を対話形式で整理	州道路担当部局	—	コンサルタント	
	協議会の開催	異議申立の締切後3ヶ月以内	話し合いによる合意を探るため	[関係機関の見解、異議申立書]、[道路担当部局の回答]	官報・新聞等で日時を公示。異議申立者には直接連絡、原則として申立者のみ参加	州聴聞担当部局	—	コンサルタント	
総括と報告	州聴聞担当部局の総括と報告	協議会終了後1ヶ月以内	意見の取りまとめ及び州計画決定担当部局への引継ぎのため	[計画原案資料]、[関係機関の見解、異議申立書]、[協議会議事録] [総括文書]: 手続過程、関係機関見解と調整結果、市民からの異議、変更計画案等	解決済み及び未解決の課題を州計画決定担当部局に提出	州聴聞担当部局	—	—	
計画の公表	計画の公表	—	事業実施を前提とした計画を決定	[計画決定決議文書]: 決定計画の内容及び決定の理由等	州計画決定担当部局が、計画決定を官報で告示	州計画決定担当部局	州聴聞担当部局	市町村	